

工事関係書類 簡素化の手引き

かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)



鹿児島県

土木部監理課 技術管理室

令和8年5月

- 1 目的
- 2 簡素化の原則
- 3 簡素化のポイント
- 4 簡素化の内容

建設業においては、若手入職者の減少、建設技能者の高齢化の進行などにより将来の担い手不足が懸念されています。

また、労働基準法改正による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から適用されたことにより、更なる事務の軽減を図ることが喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、これまで行ってきた工事書類の統一化に加え、「工事関係書類簡素化の手引き」として取りまとめ、工事関係書類をスリム化（簡素化）することで、受発注者がやりとりを行う書類について、お互い理解しながら、工事関係書類の作成作業の縮減に向けて意識付けを行うものです。

2 簡素化の原則

(1) 発注者は、施工管理基準等で求めている書類の

① **提出・提示は求めない！**

② **受理しない！**

(2) 受注者は、施工管理基準等で求めている書類の

① **作成・提出しない！**

※社内用で必要とされる工事書類作成を妨げるものではありません。

3 簡素化のポイント

Point① 工事関係書類一覧表を確認しよう。

Point② 工事書類簡素化の原則を確認しよう。

Point③ 情報共有システム(ASP)を活用しよう。

Point④ 電子納品(レベル2以上)で実施しよう。

Point① 工事関係書類一覧表を確認

契約後すぐに受発注者間で、「工事関係書類一覧表【鹿兒島県版】」により提出が必要な書類を確認しよう。



県のホームページで確認しよう。
「鹿兒島県工事関係書類」で検索

工事関係書類一覧表

概要

公共工事において必要な書類については、契約図書、共通仕様書等において明示されていると今回、仕様書等に基づく必要書類をとりまとめた「工事関係書類一覧表」を作成しました。

契約時、施工時、完成時において「提出」「提示」が必要な書類を「工事関係書類一覧表」で明

令和7年4月1日更新版

共通仕様書改定等に伴い、書類作成の根拠等に一部修正があったため、工事関係書類一覧表をました。営繕工事については営繕版のシートをご確認ください。

注1) 令和7年4月1日以降に提出される書類に適用

Excel: 工事関係書類一覧表 (令和7年4月1日更新版) (EXCEL: 1.166KB)

工事関係書類一覧表【鹿兒島県版】

作成時期	No.	書類名称	式類形式の名称 (例: 契約書) (注: 共通仕様書)	様式規	図様一 様式	受注者若しくは発注者				備考
						提出	提示	その他	電子納品	
契約関係書類	1-1	機機代理人等通知書	契第10表1項		□	○				
	1-2	機機代理人等変更通知書	契第10表1項		□	○				
	2	請負代金内訳書	契第3表2項 契3-1-1-1		□	○				請負代金額が1億円以上かつ工期がヶ月を越える工事
	3	工程表(家業工程表)	契第3表1項 契3-1-1-2		□	○				契約締結後7日以内
	4	建設業適職金共済制度の参加届納書	契1-1-1-42		□	○				建設業適職金共済制度に該当する場合。
	5	建設業適職金共済制度の書 式承認書(契第11表) 付建設業適職金共済制度(契第24号)			-			○		共済制度の加入状況を把握するため、契第11表の 承認書(契第11表)について提出を要することある
	6	請求書(明細書)	契第10表1項		□	○				
	7	コリス登録内訳確認書	契1-1-1-5		-			○		受注・変更・変更・訂正時にそれぞれ提示する。
	8	品質証明書通知書	契3-1-1-6 契3-1-1-6 契3-1-1-6		□	○				契約図書で指定された場合に提出する。 予定価格(概算)以上 (設計工事、建築工事、港湾工事等は除く) 建設業適職金共済システム(COBS)等により作成し、 施工計画書へ添付して提出し、工事現場に提示す る。
	9	再生資源利用計画書 -建設業適職金共済制度 -建設業適職金共済制度	契1-1-1-9 契1-1-1-9 契1-1-1-9		-		○			建設業適職金共済システム(COBS)等により作成し、 施工計画書へ添付して提出し、工事現場に提示す る。
	10	再生資源利用促進計画書 -建設業適職金共済制度 -建設業適職金共済制度	契1-1-1-9 契1-1-1-9 契1-1-1-9		-		○			建設業適職金共済システム(COBS)等により作成し、 施工計画書へ添付して提出し、工事現場に提示す る。
	11	下請工事における管内建設業者等不活況状況 報告書	契11-1-1-6		□					該当する場合、監督職員に提出する。
	12	構造材料等不活況状況報告書	契11-1-1-5		□					該当する場合、監督職員に提出する。
工事仕様	13	施工計画書	契1-1-1-4		-		○			
	14	設計図書の前案確認資料	契1-1-1-3		-		○			契約書10表第1項に該当があった場合。
	15	工事測量成果表(仮目尺及び多角形の設置)	契1-1-1-39		-		○			
	16	工事測量成果表(図形図表との照合) (設計図書と差異有り)	契1-1-1-39		-		○			設計図書と差異があった場合

Point② 工事書類簡素化の原則を確認

契約後すぐに受発注者間で、「簡素化の原則」を確認し、不要な書類の「提出は求めない」「作成・提出しない」を徹底しよう。

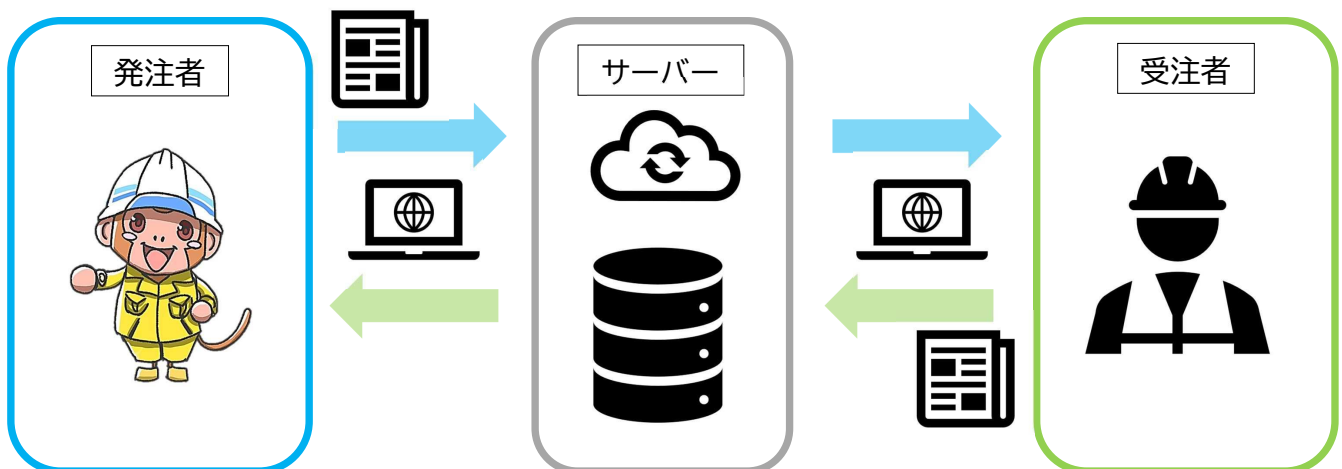


Point③ 情報共有システム(ASP方式)を活用

情報共有システム(ASP方式)を活用し、業務効率化を図ろう。



※工事設計金額10,000千円以上の工事が対象。
受注者の希望により活用可。



書類整理の
手間が削減



印刷
不要



移動時間が
削減

Point④ 電子納品(レベル2以上)を実施

金額にかかわらず、電子納品(レベル2以上)とし、業務効率化を図ろう。

※設計金額1千万円以上は、原則として電子納品レベル2以上の納品



【電子納品レベル毎の成果品】

【最終成果提出時・検査時(二重化運用基準(案))】

【電子納品レベル毎の成果品】		【最終成果提出時・検査時(二重化運用基準(案))】	
項目	工事	項目	工事
レベル1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し、最終成果を作成する。 ・関係書類を電子化し納品するかは任意 	必須	着工前・完成写真 中間検査写真 完成検査写真 品質・出来形管理総括表
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真、書類及び図面を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し最終成果を作成する。 ・書類及び図面はガイドラインに沿った作成を行う。 	協議のうえ提出	品質・出来形管理資料 重要な部分の写真 (重要な工種の着工前完成または完成) 重要な管理書類 (工事を代表する管理書類)
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインの例外規定を除き国の要領・基準等に完全準拠 		

情報共有システム(ASP)により提出した書類は、紙での提出(納品)不要

4 簡素化の内容

簡素化内容の一覧〈目次〉

番号	内 容		
①	押印廃止	P7上	会社及び技術者等の押印廃止
②	コリンス登録	P7下	発注者のデータを入力すれば、発注者への提示や提出は不要
③	施工計画書 (1)	P8上	施工計画書は、施工方法が確定した段階で提出
④	施工計画書 (2)	P8下	施工計画書の「工事内容」は、金抜き設計書を使用してよい
⑤	施工計画書 (3)	P9上	維持工事等の簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は施工計画書(簡易版)として一部省略可
⑥	施工計画書 (4)	P9下	①工事内容の軽微な変更は、変更施工計画書の提出は不要 ②当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要
⑦	施工体制台帳	P10上	作成対象は建設業のみ。資材業者等は記載義務無し。
⑧	工事打合せ簿	P10下	工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ
⑨	材料使用承認願	P11上	再生切込砕石で「かごしま認定リサイクル製品」を使用する場合は、「認定証」を提示するのみ
⑩	品質証明	P11下	品質証明書の添付書類は提出不要
⑪	段階確認・立会	P12上	監督職員等が臨場する場合、確認状況写真の撮影は不要
⑫	休日・夜間作業届	P12下	休日・夜間作業届出は、口答、電子メール等による連絡でよい
⑬	パトロール	P13上	年末・年始など長期休暇時の現場パトロールは不要
⑭	安全・訓練の報告	P13下	安全・訓練等の実施状況報告書は、完成書類に含めての提出でよい
⑮	工程能力図	P14上	出来形管理の測定点が10点未満の工種は工程能力図は不要
⑯	アスファルト舗装の現場密度の測定	P14下	維持工事については、監督職員と協議のうえ、3孔以下もしくは省略することができる。
⑰	工事写真 (1)	P15上	使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい
⑱	工事写真 (2)	P15下	産業廃棄物の運搬状況写真と運搬車両の両側面へのステッカー表示確認の写真は不要
⑲	工事完成書類	P16上	書類の見栄えが工事成績評定に影響しない

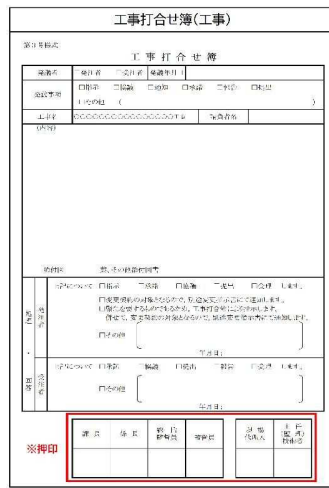
① 押印廃止

会社などの押印廃止

※ 基本的には押印廃止としていますが、「契約書」などの重要な書類はこれまでどおり押印必要
 請求書、見積書、請書、入札書、委任状、納品書は、押印を省略する場合、「発行責任者及び担当者」欄を設け、役職・氏名(フルネーム)及び連絡先の記載が必要。



社印不要



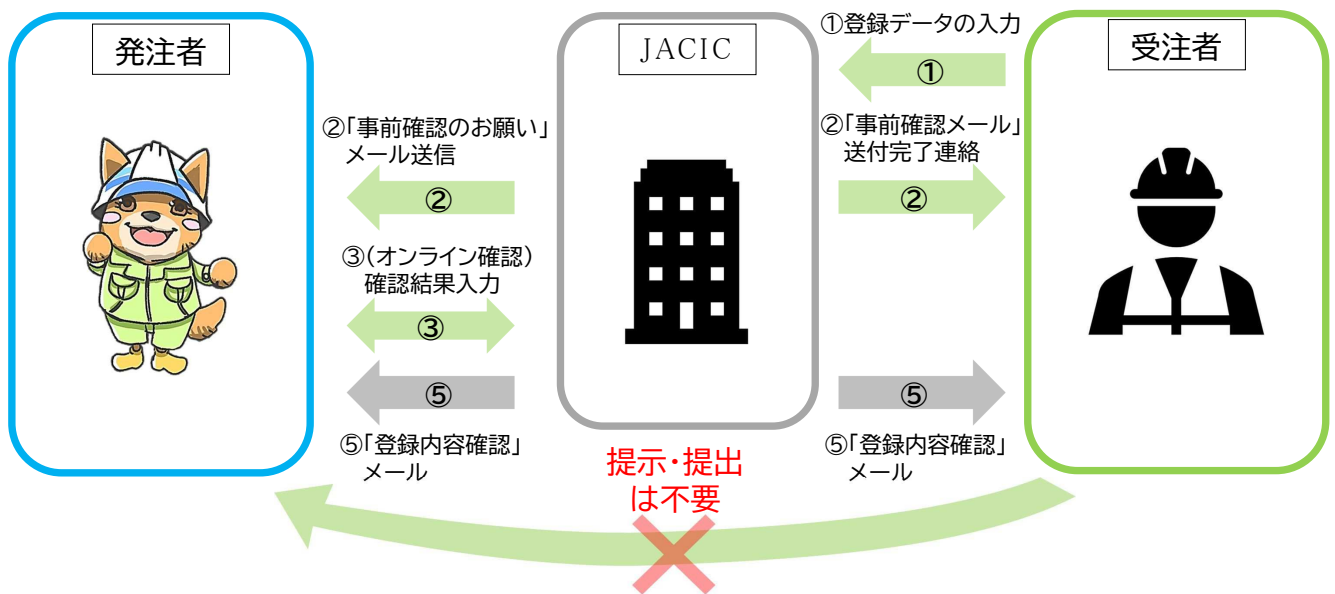
・パソコンで名前を入力する記名や署名
 ・押印いづれでもOK

※押印省略チラシ:県HPを御覧ください

② コリンス登録

発注者のデータを入力すれば、発注者への提示や提出は不要

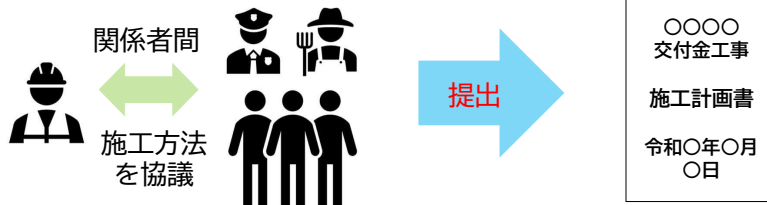
※ 「事前確認のお願い」と「登録内容確認」はシステムからメール送信されるため、**発注者への提示や提出は不要。**



③ 施工計画書 (1)

施工計画書は**施工方法が確定した段階で提出すればよい**

- ※ 災害対応、概算数量発注であって当初契約と実際の施工方法が合わない場合は、**施工方法が決定してから施工計画書を作成し提出**してよい。
- ※ ただし、**特記仕様書に定めがある場合は、着手までに提出必要**。



【土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書】

1. 一般事項

受注者は**工事着手前又は施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

【土木工事共通仕様書 1-1-1-8 工事着手】

受注者は、**特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合**には、その期日までに工事着手しなければならない。

④ 施工計画書 (2)

施工計画書の「**工事内容**」は、**金抜き設計書**を使用してよい

- ※ 別途に表の作成は不要



(記載例)

工事名	〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工事場所	〇〇市〇地先～〇〇市〇地先
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約年月日	平成〇年〇月〇日
工期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発注者	〇〇地域振興局 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

(記載例)

工事名	〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工事場所	〇〇市〇地先～〇〇市〇地先
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約年月日	平成〇年〇月〇日
工期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発注者	〇〇地域振興局 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23
			擁壁工	1号擁壁工	m	40
			2号擁壁工	m	25	
			ブロック積工	m ²	200	
		路盤工	下層路盤工	m ²	700	
			上層路盤工	m ²	700	
		舗装工	表層工	m ²	700	
		仮設工		式	1	

品名	数量	単価	金額	備注
河川工事費			1200000	
材料費			1200000	
労務費			1200000	
機械費			1200000	
その他			1200000	
合計			1200000	

⑤ 施工計画書 (3)

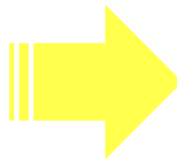
維持工事等の簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は記載内容の一部省略可

施工計画書



- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日(週休2日の導入)
- (16) その他

監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる



例)維持工事などの施工計画書

※4つの必須項目

- (1) 工事概要
- (7) 施工方法
(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応など

+

必須項目以外に現場条件等により必要が生じた項目

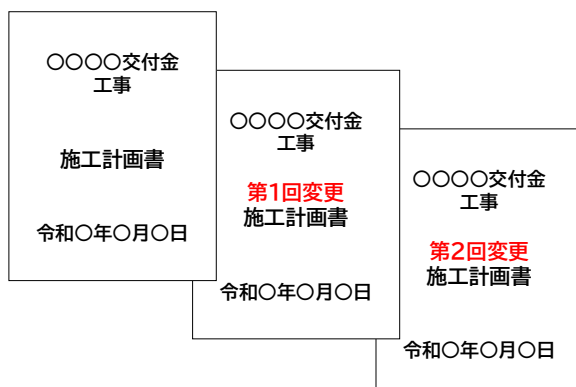
⑥ 施工計画書 (4)

- ① 工事内容の軽微な変更は、変更施工計画書の提出は不要
- ② 当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要

① 「工事内容の軽微な変更」とは、数量のわずかな増減等、施工計画に大きく影響しないものをいう。

(例)工期末の精算変更、工期のわずかな変更、現場代理人等の変更に伴う組織表の変更

- ② 変更が生じた場合に、変更箇所のみを第1回変更、第2回変更…と作成するが、一覧の変更経緯を含め、一つの施工計画書としてとりまとめたものは作成不要



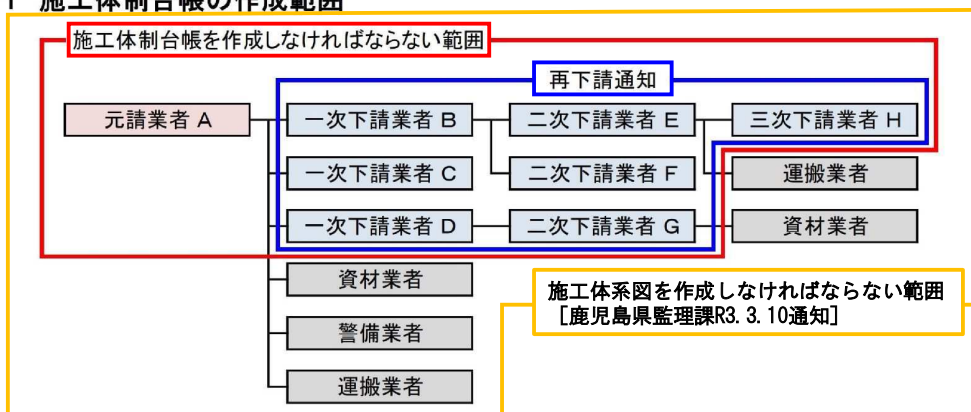
⑦ 施工体制台帳

作成対象は建設業のみ

- ・ 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約^(注)における全ての下請負人を指す。」
- ・ 建設業者以外の者で、建設工事の完成を請け負っていない資材運搬業者
※警備業者等については、**施工体制台帳への記載は不要、施工体系図への記載は必要。**

(注)建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事(29業種)の完成を目的として締結する契約を指す。

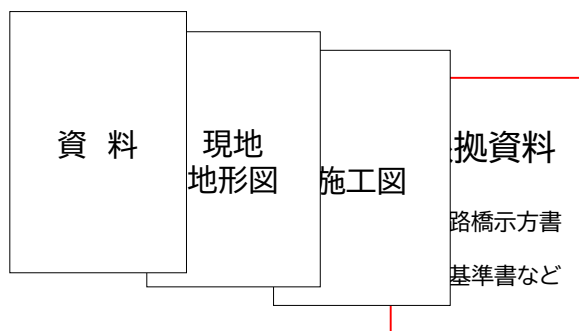
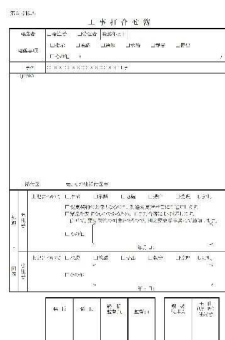
1 施工体制台帳の作成範囲



⑧ 工事打合せ簿

工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ

- ※ 事実が確認できる資料なので、**根拠資料(基準書のコピー)等は提出不要**
必要に応じ照査範囲を超える資料作成を受注者に指示する場合は、**発注者は必要な費用を負担しなければならない。**



【土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等】 2.設計図書の照査

受注者は施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に**その事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。**なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

⑨ 材料使用承認願

再生切込砕石で「かごしま認定リサイクル製品」を使用する場合は、「認定証」を提示または提出する

※ 再生切込砕石を使用する場合、材料使用承認願の資料として、
 県環境林務部廃棄物リサイクル対策課が
 交付する「**認定書**」を監督職員に提示または提出する。



「認定証」サンプル

第4号様式（第6条関係）

認定番号 鹿リ認第[]号

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名：RC-40
（商品：土木建築用砕石）

製造者：株式会社[]

所在地 []

法人代表者 代表取締役 []

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを認めます。

令和元年10月7日

鹿児島県知事 三反園 訓

認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	[]
製品の素材となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工事共済連合会「第2編材料編 第2章土木工事材料 第3節砕石、2-2-3-3アスファルト舗装用砕石」及び「第3編土木工事共済連合会 第2章一般施工 第6節一般舗装 3-2-3-3アスファルト舗装の材料」の再生砕石及び工業廃棄物の審査基準
主な用途	路盤材、基礎材、裏込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】
 鹿児島県環境林務部
 廃棄物・リサイクル対策課
 （リサイクル推進係）



「かごしま認定リサイクル製品」認定制度

鹿児島県では、県内で採出される産業廃棄物を原材料として県内の業者が県内で製造する砕石で、安全性・品質・産業廃棄物の配合比率の要件（基準）を満たす製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定し、その有効利用を推進するとともに、産業廃棄物の発生抑制、資源リサイクル率の向上、リサイクル産業の振興・発展を図り、循環型社会の形成を促進することとしています。

◆ **認定要件**

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 原料として、鹿児島県産の産業廃棄物を使用していること
- ② 生産過程等のために必要な措置を講じた県内の事業所に製造されていること
- ③ 認定基準を遵守していること
- ④ 認定基準が定める有効期限（令和5年4月1日）の範囲内に有効であること
- ⑤ 認定基準（安全性・品質・配合率）を満たしていること

◆ **認定基準（安全性・品質）**

区分	認定基準
特別管理 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第26条第3項に規定する特別管理廃棄物、同条第4項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと
安全性	有害物質 ア 毒性基本法（平成9年法律第91号）第16条第1項の規定による有害物質（有害物質の含有率）を含有していること イ 土壌汚染対策法（平成14年法律第96号）第31条第1項（有害物質）及び第32条（有害物質）の規定による基準を満たしていること
	ダイオキシン 類 ア ダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第106号）第7条の規定により定められたダイオキシン類による有害物質（有害物質）の含有率（有害物質）を含有していること イ 土壌汚染対策法（平成14年法律第96号）第31条第1項（有害物質）及び第32条（有害物質）の規定による基準を満たしていること
品質	ア 鹿児島県環境部長等科連合会（以下「科連合会」と称す）が制定している基準、その基準を講じていること イ 日本産業規格（JIS） （イ）日本産業規格（JIS） （ウ）エコーマーク認定基準 （エ）その他当該事業者が定める基準
	ウ 工業廃棄物については、鹿児島県土木工事共済連合会、県の衛生工事に使用できる資材の標準に適合していること
産業廃棄物の配合率	品質認定ごとに定める率の産業廃棄物原材料として使用していること

⑩ 品質証明

品質証明書の添付書類は提出不要

- ※ 品質証明の対象工事は原則、土木部が発注する予定価格1億円以上の工事（ただし、維持工事、建築工事、港湾漁港工事は除く。）
- ※ 対象工事の場合、報告資料は品質証明書のみとし、試験成績報告書等の添付は不要
- ※ 検査時（完成、出来形、中間検査）等に、監督員に求められた場合、提示は必要



年月日： []

品質証明書

工事名： []

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	場所	品質証明員名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名



⑪ 段階確認、材料確認、確認・立会

監督職員等が臨場する場合、確認状況写真の撮影は不要

- ※ 監督職員等が段階確認等を実施している状況写真の撮影は不要。
- ※ 遠隔臨場で実施した場合も、記録と保存は不要。

「遠隔臨場事例集」の作成依頼をうけた場合は、状況写真の提出を御協力お願いします。



確認状況写真は不要



遠隔臨場事例集

鹿児島県（阿久根市） 地方特定道路整備工事（橋之浦R4-1工区）

【試行工事概要】	【試行内容】	【実施場所】	【実施日時】
道路種別 R5.43-R5.18.25 工事内容 橋下下り 工事区画 橋下下り 実施者 鹿児島県 土木部 実施年度 令和3年度	【試行内容】 ・工事現場の状況、作業状況、作業内容、作業時間等の撮影 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影	橋下下り 橋下下り	令和3年10月27日 令和3年10月28日

【試行内容】

（現場の様子）

●施工者（発注者）
 【現場】
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影

●監督員（発注者）
 【現場】
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影

【試行内容】

（現場の様子）

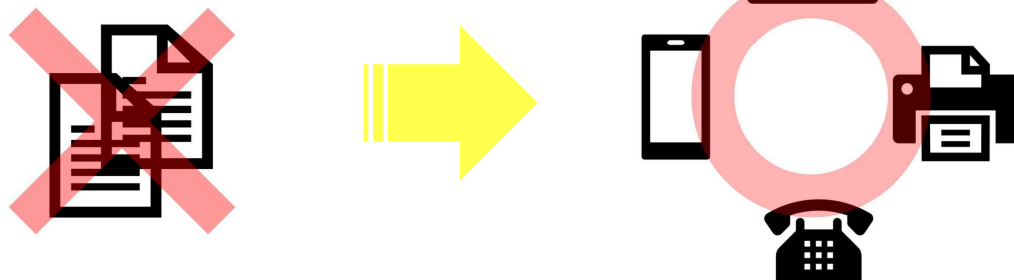
●施工者（発注者）
 【現場】
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影

●監督員（発注者）
 【現場】
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影
 ・作業現場の状況、作業内容、作業時間等の撮影

⑫ 休日・夜間作業届

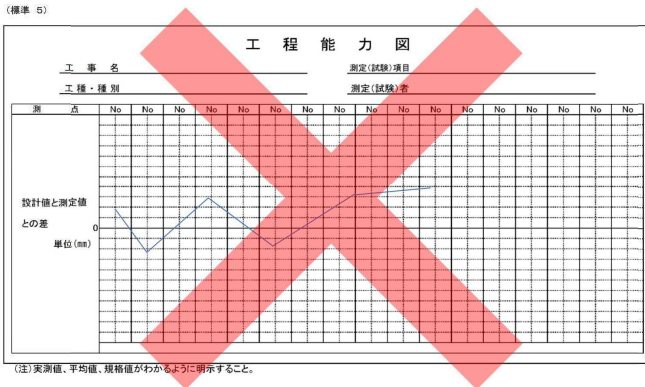
休日・夜間作業届出は、口答、FAX,電子メールなどによる連絡でよい。

- ※ ただし、道路上の交通規制を伴う工事については提出を要する。



【土木工事共通仕様書 1-1-1-38 施工時期及び施工時間の変更】 2.休日または夜間の作業連絡
 受注者は設計図書に施工時間が定められていない場合で、**官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。**
 ただし、**現道上の工事については書面により提出しなければならない。**

出来形管理の測定点が10点未満の工種は、工程能力図は不要



【土木工事施工管理基準 一般土木編 4 出来形管理】
(2) 出来形管理
 出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。
 (ア) 品質・出来形管理総括表、品質・出来形管理成果総括表
 ・既済部分・中間検査時に提示、工事完成時に提出
 (イ) 出来形管理図表
 ・施工中は提示、工事完成時に提出

< 測定点が10点未満の場合 >
 ① 出来形管理図表、**工程能力図**
 ・作成不要(提示及び提出不要)
 ② 測定成果一覧表、度数表(ヒストグラム)
 ・作成する
 ・施工中は「提示」、工事完成時に「提出」
 < 測定点が10点以上の場合 >
 ① 出来形管理図表
 ・作成する
 ・施工中は「提示」、工事完成時に「提出」
 ② 測定成果一覧表、工程能力図、度数表(ヒストグラム)
 ・作成する
 ・施工中は「提示」、工事完成時は「提出不要」

維持工事での部分的なアスファルト舗装については、監督職員と協議のうえ、3孔以下もしくは省略することができる。



【参考】【土木工事施工管理基準 一般土木編 3 品質管理】 14 アスファルト舗装 舗設現場 現場密度の測定
 ・ 1工事あたり3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
 (例)
 3,001~10,000m²:10孔
 10,001m²以上の場合、10,000m²毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。
 例えば12,000m²の場合:6,000m²/1ロット毎に10孔、合計20孔
 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。
 また、**維持工事については、監督職員と協議のうえ、3孔以下若しくは省略することができる。**

⑰ 工事写真 (1)

使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい

※ JIS製品や県コンクリート製品協会の合格証紙貼付製品は、製品の形状寸法の写真は不要



撮影箇所一覧表(全体)

区分	撮影項目	撮影回数(枚数)	備考
着手前・完成	養生網	着手前1回 (養生前)	
	足場	全築又は1区画部分1回 (足場組立時)	
施工状況	土留工工事	全築又は1区画部分の土留工 1回以上	
	養生網の写取	土留工開始時に足場設置、 竣工・養生網撤去後、竣工後 完成時に1回以上	
仮設用足場等	使用材料、仮設状況、形状寸法	全築箇所1回以上 (組立時)	測定した足場の寸法と 実際の足場の形状寸法を 写真で確認する
設置工事	設置工事	必要に応じて (組立時)	1区画に1回以上 (組立時)
	設置工事	必要に応じて (組立時)	1区画に1回以上 (組立時)
完成後	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
完成後	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
完成後	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
完成後	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	
	完成後	全築箇所1回以上 (竣工時)	



JISマークと規格がわかるように撮影



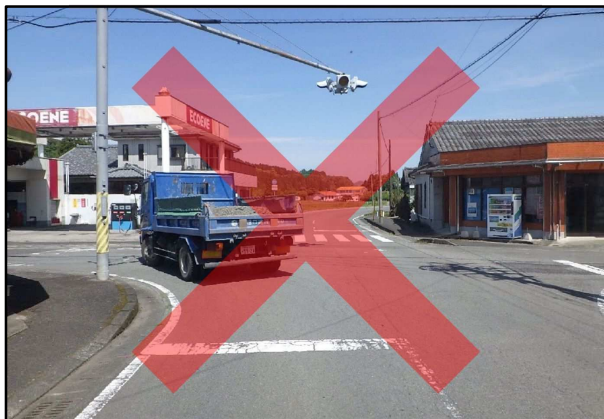
JISマーク表示品や協会合格証紙貼付製品は、形状寸法の写真撮影・提出は不要

使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 (使用前)	品質証明に添付する
		使用数量 保管状況 品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)	

⑱ 工事写真 (2)

産業廃棄物の運搬状況写真と運搬車両の両側面へのステッカー表示確認の写真は不要

- ※ 公道上の撮影箇所がわかるような運搬状況(処理施設への搬入状況含む)と運搬車両の両側面へのステッカー表示の写真撮影・提出は不要
- ※ 運搬車両の両側へのステッカー表示の確認は現場臨場あるいは遠隔臨場で行う。



書類の見栄えが工事成績評定に影響することはありません。

- ※ 書類の見栄えは工事成績評定の評価対象としません。
- ※ 検査用のダイジェスト版など作成する必要がない工事書類の提出等をして、工事成績評定では、評価されません。



ダイジェスト版の作成・提出は評価に影響しません。

令和〇〇年度 県道〇〇〇〇線 道路〇〇〇〇交付金工事 完成資料 ダイジェスト版 令和〇年〇月〇日 (株式会社 〇〇建設)	写真	令和〇年〇月 〇〇状況	業概要 敷地内第一階段工事の準備的図位 	業概要 型枠組立工程(組立人機) 下新組立機 (型枠機)の運用 
	写真	令和〇年〇月 〇〇状況		
	写真	令和〇年〇月 〇〇状況		
	写真	令和〇年〇月 〇〇状況		

問い合わせ先

本手引きに関する問い合わせについては、下記のとおりです。

鹿児島県 土木部 監理課
 技術管理室 技術指導係
 TEL : 099-286-3515
 E-mail : gikan@pref.kagoshima.lg.jp

かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO『Kagoshima Mirai Ouentai』)



ぞらくん

マリンくん

りくちゃん

しろくま隊長

りばちゃん

さほちゃん

アミちゃん